



2006年11月27日

各位

メディシノバ・インク
取締役会長兼社長、CEO
岩城 裕一
(コード番号：4875 大証ヘラクレス)
問合わせ先 東京事務所代表 副社長
岡島 正恒
電話番号 03-3519-5010
E-mail info@medicinova.com

ライツ・プラン（買収防衛策）の導入について

2006年11月26日 米国 サンディエゴ発 - メディシノバ・インク（米国カリフォルニア州 サンディエゴ、取締役会長兼社長、CEO: 岩城裕一）は、本日、当社の取締役会が株主ライツ・プラン（以下「ライツ・プラン」）を導入したことを発表いたします。

1. ライツプラン導入の目的

当社の取締役会は、ライツ・プランの導入を決定いたしました。当社の普通株式が2005年2月に一株400円の価格で株式を公開以来、普通株式の株価は徐々に下落しました。この株価の下落の期間において、当社は8疾患を対象とした6つの製品化合物の開発プログラムを大幅に進捗させました。実際8つの製品候補はすべて臨床試験（フェーズ からフェーズ ）の段階にあります。さらには2006年11月、2つの新しい製品候補のライセンス契約を締結しました。2006年10月には、ナスダック・グローバル・マーケットへ上場をするために、1対10の株式併合が当社の株主により圧倒的多数で承認されました。しかしながら、ナスダック・グローバル・マーケットへの上場予定と株式併合の発表の時点からも、当社の普通株式の株価はさらに下落し、株価は一株あたりの現金価値を著しく下回る水準にまで下落しました。このため取締役会は、以下に説明いたしますとおり、ライツ・プランを導入することにより株主の利益を保護する措置を取ることとしました。

2. 当社の株主共同の利益の確保に関する姿勢

当社の経営陣は、株式上場の時点から、投資家との会合及びその他の大阪証券取引所と共催で行った会社説明会等で、積極的に投資家との接触を図ってまいりました。経営陣は、大阪証券取引所の開示規則を遵守し、当社の治療薬開発プログラムを推進し7つの製品候補を後期臨床開発の段階まで到達させることができました。しかしながら、当社の普通株式の株価が大きく下落している現状では、少数の第三者により当社普通株式が買い占められ、そのため当社の事業計画の推進に支障をきたす可能性があります。このような状況で株主全体の利益を保護するために、当社の経営陣はライツ・プランの導入を提案し、取締役会はライツ・プランの導入を決定いたしました。

3. ライツ・プランの株主並びに市場に与える影響

ライツ・プランは、取締役会が第三者（大規模買付者）と交渉し、当社並びに株主を保護するために適切な措置を取る機会を確保するためのものです。ライツ・プランにより、取締役会が、当社の株式の大規模買付者に対して、その投資の大幅な希薄化の可能性を示すことにより、株式購入のコストを上げ、他の株主に付加価値を与えることが可能となります。ライツ・プランは、取締役会に、大規模買付者による多様で潜在的に有害な戦略から当社とその株主を保護するための実質的な手段を提供するものです。

ライツ・プランは、十分な資金調達に裏打ちされた当社の全株式に対する適切な公開買付（14. ライツ・プランの概要中に後述）や、取締役会のコントロール又は代表権に関する（株主総会における議決権行使に関する）委任状争奪競争を阻止するものではありません。また、ライツ・プラン導入により取締役会が当社に対するすべての買収提案を誠実に考慮する忠実義務を免除されるものではありません。ライツ・プランにより、当社が要請しない買収提案や当社の戦略的な営業計画への妨害、当社並びに株主又その他の利害関係者の最上の利益に沿わない再編成、清算、売却等の戦術（マーケットでの株式の買付プログラムを含む）に対して、当社が適切に対応することができるようになります。

アメリカ合衆国では、株主価値を確保する株主ライツ・プランが確立されております。1983年に最初に導入されてから、株主ライツ・プランは米国の企業統治において重要な役割を担ってきました。最近の調査では米国の公開会社の過半数以上が株主ライツ・プランを既に導入しております。株主ライツ・プランは、株主保護並びに株主価値を最大化するための適切な手段として（特に当社の設立準拠法であるデラウェア州法に基づき設立された会社においては）広く認められています。多大な影響力を持つデラウェア州

の裁判所は、株主ライツ・プランの導入並びに実行に関する適切な指針や要件に関する判例法を積極的に形成し展開してきました。株主ライツ・プランはデラウェア州裁判所によって支持され、最近の企業買収関連の訴訟では、既に確立された株主ライツ・プランの合法性ではなく、その使われ方の是非へと争点が移行しています。

ライツ・プランの導入のメリットは、以下が挙げられます。

- 取締役会に対し、要請していない買収提案を注意深く検討し、適切に
する機会を与えます。
- 取締役会に対し、有害な乗っ取り戦略から株主を守る実質的な手段（ライ
ツによる買収者の株主持分の大幅な希薄化）を与えます。
- 取締役会に対し、株主の価値を最大化するための代替の提案を模索する時
間を与えます。
- オークションが適切なプロセスであると判断された場合は、当社の公正な
オークション（株主のための合理的に達成可能な最良の取引）を実施する
手段を与えます。
- 当社および当社の株主に対して、ライツ・プラン導入当初の財務、会計、
並びに税務への影響が最小にとどまります。

当社が導入したライツ・プランは最新の条項を備えたものです。インスティテュート・シェアホルダー・サービス（Institute Shareholder Services 「ISS」）は、上場企業の株主に対し取締役候補や株主総会での決議案を判断する際に助言を与える最も有力な団体ですが、企業統治の一環としての株主ライツ・プランの様々な条項に関して提案をしております。当社の取締役会はライツ・プランの導入に際し、ISSの要請にすべて従いました。最も特筆すべきものはライツ・プランの発動の要件となる株式保有比率やライツ・プランの株主による承認です（以下に記載しておりますとおり、当社のライツ・プランについては、2007年度当社定時株主総会において株主の事後承認を求めることを予定しています）。本ライツ・プランは米国法を遵守するものであり、デラウェア州法上有効なものです。

4. ライツ・プランの概要

ライツ・プランの導入後、「ライツ」がすべての株主に分配されます。このライツは、当初は未発動で普通株式に付随して売買されますが、（1）第三者が取締役会の事前の承認なく当社の株式の20%（以下「発動保有率」）以上を買収した時点、あるいは（2）発

動保有率以上の株式の取得を目的として、第三者が現金による当社の株式の公開買付(テンダー・オファー) 又は株式交換を対価とする当社の株式公開買付 (エクスチェンジ・オファー) を公表してから 10 営業日の時点で、ライツは普通株式から分離され、分配が発生します。(1) の場合、この時点で優先株購入権および普通株購入権が行使可能となりますが、(2) のケースでは、この時点でまず優先株購入権が行使可能となり、当該公開買付者が当社の株式の 20% 以上を買収した時点で、普通株の購入権が行使可能となります。

ライツが普通株式から分離後 (また、公開買付の場合は発動保有率以上の株式の買収が成功した場合)、敵対的買収者以外のライツの保有者は、行使価格で通常購入できる株数の 2 倍に相当する株数の普通株式 (または新たなシリーズの優先株式の端数株) を購入する権利を有します。即ち、ライツの保有者は普通株式又は端数の優先株式を半額 (正確な価格はその時点での普通株式の市場株価とライツの行使価格により決定されます) で購入する権利を持ちます。またその代わりに、当社はライツを普通株式と交換する選択をすることができます。この場合、当社は、敵対的買収者以外のライツの各保有者に対し、無料で一つのライツあたり一株の普通株を付与することになります。

ライツが行使されると、敵対的買収者の当社に対する投資価値、投票権並びに持株比率が即時かつ大幅に希薄化されます。この希薄化を避けるためには、取締役会が当該買収者による株式の買収を承認するか、又は取締役会がライツを償還することが必要です (ライツは行使可能になる前に一つ当たり U.S.\$ 0.001 で償還可能ですが、ライツが行使可能となった後は限られた条件においてのみ償還可能です。)。このため、敵対的買収者がライツの償還を確保せずに、20% の発動保有率を超えて当社の株式を保有する可能性は非常に低くなります。このように、ライツ・プランは、取締役会が (1) 買収者並びにその意図を調査し、(2) 当社および当社の株主のために有利な条件を交渉し、(3) 株主価値を高めるために代替の手段を模索する貴重な時間を与えてくれます。

ライツ・プランは、2007 年度の定時株主総会で株主決議の対象となります。当該株主総会で、ライツ・プランが株主に承認されない場合は、ライツは償還され、ライツ・プランは失効します。ライツ・プランは、株主総会で 3 年に一度承認された場合にのみ有効に存続します。

当社のライツ・プランは、一定の条件の現金による公開買付 (テンダー・オファー) が展開された場合にライツ・プランを不適用にする条項を含みます。この条項は「噛み砕

くことのできるポイズン・ピル条項 (chewable poison pill)」と呼ばれるものです。この条項により、当社の取締役会は、「適正な公開買付」がなされた場合には臨時株主総会を招集しなければなりません。この臨時株主総会で、ライツが適正な公開買付に適用されるべきか、又はライツが償還またはその他の方法で適正な公開買付に対して無効化されるべきかに関して株主の決議が求められます。

この条項により、当社の取締役会が直接株主に問われるべき公開買付であると事前に判断するものに対しては、ライツ・プランは障害となりません。当社の取締役会は、「適正な公開買付」とは(1) U.S.\$48.50 (ヘラクレス市場での株式公開価格を25%上回る価格 1対10の株式統合の調整後の価格)または(2)前30取引日の平均終値に25%のプレミアムを上乗せした額のうちいずれか高い金額の現金を対価とする公開買付(テNDER・オファー)であると決定しました。適正な申し込みとみなされるためには、(1)当社株式の総議決権に対し、三分の二を超える株式の応募があること、(2)臨時株主総会召集に費やした当社の経費の支払い、(3)当該申込みを完了するための資金手当ての存在を証明すること、(4)最低限申込み期間を60営業日確保すること、等の要件があります。(1)

5. その他の情報

当社は各株主にライツ・プランの要約を送付します。また、正式なライツ契約(the Rights Agreement)とライツ・エージェント契約(the Rights Agent Agreement)はアメリカ合衆国証券取引委員会に登録され、そのウェブ・ページで閲覧可能です。株主は、保有する普通株式に対応するライツを受領し、ライツが発動される際にライツの保有者としてライツ・プランに参加する権利を確保するためには、何も手続きする必要はありません。

なお、当社といたしましては、現時点で本ライツ・プランが行使可能となるような事実の認識はございません。また、将来におきましても、本ライツ・プランが行使可能となることがないように、当社企業価値の向上とその株価への適正な反映に努力してまいりますので、ご理解賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

以上

メディシノバ・インクは様々な疾患領域の新規医薬品の導入・開発・販売に特化する製薬企業です。弊社詳細につきましては <http://www.medicinova.jp> をご覧下さい。メディシノバ・インクの所在地はアメリカ合衆国カリフォルニア州サンディエゴ市ラ・ホイヤ・ヴィレッジ・ドライブ 4350、スイート 950（電話 1-858-373-1500）です。

このプレスリリースには、1995年米国民事証券訴訟改革法(The Private Securities Litigation Reform Act of 1995)に規定される意味での「将来の見通しに関する記述」が含まれている可能性があります。これらの記述には、当社の製品候補開発の期待される進捗状況、ライセンス、共同研究、提携等に関する計画の見込みなどが含まれます。これらの記述は、当社の経営陣がその時の状況下において合理的であると判断して立てた前提に基づくものです。このような記述は、臨床試験の結果、共同研究候補機関の市場における影響力、当社が米国証券取引委員会に提出した届出書に記載されているものも含めたその他のリスクや不確定要素など、その多くは当社のコントロールが及ばないいくつかの前提、リスク、不確定要素の影響を受けるものであります。したがって、実際の当社の業績は「将来の見通しに関する記述」に表現される、あるいは、示唆されるものと大きく異なることがあります。

別紙 1

【TOB 等の場合】

敵対的公開買付けの
発表

10 営業日後

ライツが普通株式から分離し分配される。(分配日は取締役会決議により延期可能)
特定の購入価格で優先株式一株の千分の一を購入する権利が行使可能になる。
この時点ではライツは償還可能。

20%以上の株式取得

普通株式をディスカウント価格で購入する権利行使可能。
ライツの償還が限定される。

【TOB 等以外の場合】

20%以上の株式取得

ライツが普通株式から分離し分配される。(分配日は取締役会決議により延期可能)
特定の購入価格で優先株式一株の千分の一を購入する権利が行使可能になる。
普通株式をディスカウント価格で購入する権利行使可能。
ライツの償還が限定される。